

農林水産試験研究課題設定及び評価要領

(趣旨)

第1 研究課題の設定及び評価については、この要領の定めによる。

(研究課題の種別)

第2 研究課題の種別は次のとおりとする。

(1) 政策推進研究課題

農林水産業の振興を図る上で喫緊の行政課題について、より早期・迅速に解決するために必要な研究課題

(2) 一般研究課題

県農林水産施策の推進のために対応すべき研究課題

(設定及び評価の視点)

第3 研究課題の設定及び評価にあたっては、主として次の視点により行い、効率的かつ効果的な研究の実施に努めるものとする。

(1) 県が行う必要性、消費者や生産者のニーズの大きさ

(2) 研究成果の普及範囲、経済効果や雇用効果等への貢献度

(3) 農林水産基本計画における試験研究の見直しの方向性との整合

(設定及び評価対象の研究課題)

第4 上記第2の研究課題のうち、設定及び評価対象とする研究課題は次のとおりとする。

(1) 政策推進研究課題

(2) 一般研究課題（但し、国の競争的資金事業等、別に課題設定及び評価の枠組みが設定されている課題については、対象外とする。）

(政策推進研究課題の設定及び進行管理)

第5 新規課題の設定及び進行管理については、次のとおりとする。

(1) 本庁農林水産部関係各課は、新規課題とすべき事項がある場合は、研究機関と協議のうえ新規課題を構築し、研究機関が作成する「研究課題調書(様式2)」及び研究ロードマップとともに、課題説明資料を作成し、農林水産技術会議事務局（以下「事務局」という。）へ提出する。

なお、原則として研究期間は3年以内で設定する。

(2) 事務局は、提出された課題内容について、提案課へのヒアリングを実施する。

(3) 事務局は、県施策への貢献や、課題の緊急性等を判断するため、部次長による政策推進研究課題審査会を開催する。なお、政策推進研究課題審査会の詳細

については、政策推進研究課題審査会運営要領に定める。

(4) 事務局は、(3) の審査結果を踏まえて課題の採択及び予算配分の案を作成し、部次長協議を経て決定する。

(5) 事務局は、(4) で決定した課題内容について外部評価検討会議に報告する。

2 継続課題の進行管理については、次のとおりとする。

本庁農林水産部関係各課は、継続課題について、研究ロードマップ及び研究課題調書（様式2）による進行管理を行い、毎年度、技術会議に進捗状況を報告する。

（一般研究課題に係る要望調査）

第6 事務局は、農林水産現場の要請に応じた研究課題設定を円滑に進めるため、次のとおり研究課題要望調査を行う。

(1) 調査内容及び方法

事務局は、農林水産現場や行政上で問題となっている事項に関して、技術的解決が望まれ、研究機関での取組を希望する課題について、市町村や、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合等の関係団体、県農林水産部機関（研究機関を除く）等に対して、文書及びホームページへの掲載により照会し、隠岐支庁農林局・水産局、各農林振興センター及び各水産事務所へ「試験研究課題への要望事項（様式1）」を提出させる。

要望の提出を受けた隠岐支庁農林局・水産局、各農林振興センター及び各水産事務所は、県施策との整合や要望の意図を確認の上、要望を集約して専門分科会へ提出する。

(2) 要望事項への取組方針

専門分科会は、提出された要望事項について、研究機関・普及・行政の各部門と連携し、以下の区分により取組方針を決定し、「試験研究課題への要望事項に対する取り組み方針（様式3）」により技術会議へ報告する。

（取扱区分）

- | | |
|---------------------------------|--------|
| ①新規課題あるいは、現行課題の中で対応する | 【対応】 |
| ②既往課題の成果または他の研究機関の取組等について情報提供する | 【情報提供】 |
| ③その他 | 【他】 |

(3) 要望者への回答

事務局は、上記技術会議終了後、要望者に対して、取組方針を回答する。

（一般研究課題の設定及び進行管理）

第7 新規課題の設定及び進行管理については、次のとおりとする。

(1) 専門分科会は、上記第6に定める研究課題要望調査の取組方針等をもとに新規課題を構築し、「研究課題調書（様式2）」を作成し、事務局へ提出する。

なお、原則として研究期間は3年以内で設定する。

(2) 事務局は、原則すべての新規課題に対して、多角的、客観的意見を取り入れるため、外部評価検討会議を開催する。なお、外部評価の詳細については、農林水産関係研究課題外部評価検討会議運営要領に定める。

(3) 法令等に基づく研究調査については、外部評価の対象としないことができる。

また、3年の研究期間内で研究目的が達成されない品種育成及びモニタリングについても、研究目的及び研究対象が変わらない場合に限り、外部評価の対象としないことができるが、この場合については、研究課題調書(様式2)を更新し、次の研究期間内に実施する内容及び年次目標等を記載の上、事務局へ提出する。

(4) 専門分科会は、上記の外部評価の評価結果も参考として、課題の採択又は不採択を決定して技術会議に報告する。

(5) 専門分科会は、採択された新規課題について、その後の進行管理のため、研究項目ごとの担当者及び工程を示した研究ロードマップを作成し、事務局に提出する。

2 継続課題の進行管理については、次のとおりとする。

専門分科会は、以下の判定基準により区分し、様式4により事務局に提出する。なお、技術会議への報告については省略する。

(進行管理の判定基準)

- | | |
|---|------|
| ①計画どおり進行しており、継続する | 【継続】 |
| ②研究期間内ではあるが早期に終了する | 【終了】 |
| ③3年の研究期間で研究目的が達成されないため、課題を更新する(品種育成、モニタリングのみ) | 【更新】 |
| ④目標を効率的に達成するために、手法などの変更を行う | 【変更】 |
| ⑤設定した期間内では研究目標が達成できないため、研究を1年延長(1回に限る)する | 【延長】 |

3 専門分科会は、一般研究課題にかかる翌年度の予算配分の考え方を整理して技術会議に報告する。

(設定及び評価対象外の研究課題に係る手続き)

第8 上記第4(2)の但し書きに係る課題の手続きは次のとおりとする。

(1) 国等の競争的研究資金による研究課題の新規課題については、「国等の外部資金への応募の取扱いについて(平成20年2月15日付け、農林水産総務課策定)」によるものとする。

(2) 受託研究課題は、「島根県農林水産業共同研究等取扱要綱(平成3年3月12日付け県告示第244号)」によるものとする。

(研究課題一覧表の作成)

第9 専門分科会は、関係研究機関において次年度に実施する全ての研究課題について、「試験研究課題一覧表(様式7)」を作成し、事務局に提出する。

(終了課題の事後評価)

第10 終了課題の事後評価については、次のとおりとする。

(1) 専門分科会は、終了課題について「事後評価票(様式5)」を作成し、以下の基準により評価の上、技術会議に報告する。

なお、「目標未達成」と評価した場合には、今後の方針として課題の終了または新規課題提案のいずれかを併せて決定することとする。

(研究成果の事後評価基準)

- | | |
|----------------|---------|
| ①研究目標を達成した | 【目標達成】 |
| ②研究目標を達成できなかった | 【目標未達成】 |

(2) 事務局は、(1)の評価結果を外部評価会議に報告する。

(終了課題の追跡評価)

第11 終了課題の追跡評価については、次のとおりとする。

(1) 専門分科会は、上記第10の事後評価を受けた研究課題のうち、「目標達成」と評価した課題について、原則として、終了から3年経過後までに、「追跡評価票(様式6)」を作成の上、研究成果の生産者や地域等への普及・活用状況等について評価し、技術会議に報告する。

(研究成果の普及)

第12 専門分科会は連携して、研究成果を広く県下に普及させるため、研究機関が発表会、印刷物、ネットワークなどのあらゆる媒体を活用して、研究成果を発表することを支援する。

(共同研究の推進)

第13 専門分野の壁を越え、現場の要請に適合した試験研究を進めるため、研究機関を跨る共同研究を積極的に推進する。

2 研究機関を跨る研究課題の設定並びに研究進行管理については、該当専門分科会間で協議し、調整する。

3 共同研究の手続きについては、「島根県農林水産業共同研究等取扱要綱(平成3年3月12日付け県告示第244号)」によるものとする。

(その他必要事項)

第14 各専門分科会は連携して、上記に定める事項のほか、試験研究の円滑な推進に

必要な事項を協議し、技術会議に報告する。

(附則)

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、2019年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、令和2年5月1日から施行する。